

7 自ら学ぶための休業制度

宮崎県教育委員会では、専修免許の取得や自己能力の開発等など、自ら学ぶための休業制度として、大学院修学休業制度と自己啓発等休業制度を設けています。自分のキャリアデザインと照らし合わせながら、必要に応じてこのような休業制度を利用することも考えられます。

	目的	休業期間	留意点	その他
大学院修学休業制度	大学院の課程、専攻科の課程又はこれらの課程に相当する外国の大学の課程に修学することで、現在勤務する学校種、教科等の専修免許状を取得することを目的としています。	1年～3年 ※ 期間延長は認められません。	○ 大学院等の修学に係る費用は自己負担です。 ○ 大学院修学休業中は無給です。また、共済掛金は引き続き納めることになります。	○ 平成13年4月1日からこれまでに15名がこの休業制度を利用して、専修免許状を取得しています。 ・国内13名 ・外国2名 (平成29年3月末現在)
自己啓発等休業制度	大学等の課程の履修、又は国際貢献活動に従事することで、教職員の自発性や自主性を生かした能力開発を行うことを目的としています。	大学等の課程の履修 …原則2年まで 国際貢献活動 …3年まで	○ 大学等の課程の履修、又は国際貢献活動に係る費用は自己負担です。 ○ 自己啓発等休業中は無給です。また、共済掛金は引き続き納めることになります。 ○ 再度の自己啓発等休業を申請する場合には、原則として前回の自己啓発等休業から概ね5年の勤務実績が必要です。	○ 平成20年4月1日からこれまでに14名がこの休業制度を利用しています。 ・国内大学等7名 ・外国大学等6名 ・外国ボランティア1名 (平成29年3月末現在)